

人給第10876号
20. 9. 17
一部改正 人給第6850号
21. 5. 29
一部改正 人給第13155号
21. 11. 20
一部改正 防人給第2920号
29. 3. 9

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

医師又は看護師等である職員が部外医療機関に派遣された場合
における勤勉手当の成績率の適用について（通知）

標記について、勤勉手当の成績率の運用について（人給第6849号。21.
5. 29。以下「通知」という。）第3の2（5）の規定に基づき、下記のと
おり運用することとされたので通知する。

記

基準日以前における直近の業績評価（人事評価に関する訓令（平成28年防
衛省訓令第56号）第5条第4項の規定による定期評価における業績評価をい
う。）の評価期間（以下「評価期間」という。）において、医師又は看護師等
である職員が地方公共団体等からの要請に応じ部外医療機関の勤務に従事し、
地域医療の確保に貢献した場合であって、評価期間における勤務成績が優秀で
ある者に係る勤勉手当の成績率は、通知第3の1（2）から（5）までの表中
の「特優者」として取り扱うことができるものとする。